

令和5年度 第2回人権教育部研究協議会

令和5年8月4日(金)
浜松市浜北文化センター(小ホール)

1. 顧問校長挨拶

顧問校長 浜松市立中部学園 鈴木 伯

本日は本研修会に2名の講師の先生をお招きすることができました。お一人目は、浜松市人権啓発センターの土屋守先生です。先生からは「人権について」というテーマでの講話をいただきます。お二人目は浜松市人権擁護委員連絡協議会副会長の下石精子先生です。先生からは「こどもの人権、守るのは誰?!」、サブタイトルとして「～学校・家庭・地域の役割を考える～」という演題で講話をいただきます。また、3年ぶりに各地区の人権擁護委員の皆様との情報交換会を開催します。対面で、人権教育や地域の実情についての情報の交換や共有を進めていただきます。この時間が、たいへん有意義な時間になるものと思っています。

さらに、午後の教育センター主催の悉皆研修と合わせ、人権教育への理解を深め、各校での人権教育の推進に生かしていただける機会となることを期待しています。

2. 「人権について」

浜松市人権啓発センター 土屋 守 様

人権教育への正しい理解だけでなく、実際に学校の教育現場でつかえるような実践事例(アクティビティ)を取り上げます。学校という社会では、「〇〇すべき」「〇〇であるべき」などの意識が強い傾向にあり、パワーハラスメントや偏見や差別につながっていきます。私自身が参加した研修会から、学校現場で生かせそうなアクティビティを選び、本日の研修会で先生方に伝えたいと思います。このアクティビティについて、以下の表に記します。



【アクティビティ】

①権利の熱気球	<ul style="list-style-type: none">・権利の荷物を海に少しずつ捨てていくなら、どれを捨てるか考える。・9個の権利から、一番必要ではないものを順番に捨てる。<ul style="list-style-type: none">(ア)十分に遊んだり、休養したりする時間(イ)自由に使えるお金をもらえる権利(ウ)みんなとの違いを認める権利(エ)愛したり愛されたりする権利(オ)毎日、必要な食べ物と水を得る権利(カ)自分の考えや意見を言い、聞いてもらう権利(キ)きれいな空気を吸える権利(ク)旅行や趣味の時間を楽しむ権利(ケ)いじめられたり命令されたりしない権利 <p>★会場では(オ)の権利が一番多かった。</p> <p>◎ほかの人と見せ合ったり、理由を交流したりする活動を通して、各々がどんなことを考えているのかを話し合う時間が大事。</p> <p>◎人間の権利への理解が深まったり、いろいろな考え方(多様性)があることを認識したりすることができる。</p>
---------	---

②男性女性どっち？	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校の授業参観に行くのは？」「黒のランドセルを身につけているのは？」「料理が得意なのは？」「飲み会や懇親会が多いのは？」等、身近な状況を「男性・女性・どちらとも言えない」の3択で考える活動。 ・児童生徒向けなら、ジェンダーの授業をするときの導入にも使うことができる。
③気になる会話は？	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な会話を例として取り上げ、「気になる会話」をピックアップする。 ◎自分たちの「偏見」や「思い込み」等に気付くことができる活動。
④バーンガ	<ul style="list-style-type: none"> ・大富豪のようなトランプゲームで、グループでゲームを行う。 ◎マイノリティの人や立場を考え、その気持ちが分かるかを試す。 ◎マイノリティに対して寄り添えるかどうかを考える機会になる。
⑤匠の里	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ活動で、全員の情報をたよりに「匠の里の地図」を完成させ、課題を解決するゲーム。 ・ほかの人の発言を認めながら進める。 ◎コミュニケーションを通して、話し手・聞き手の大切さに気付く機会になる。

以上のようなアクティビティをぜひ実践してみてもらいたいです。

また、学校の現場では個人の能力の差が広がっているため、教員がどのレベルに児童生徒の実態を合わせるかが重要であると思います。「これくらいできて当然」「〇〇が当たり前」「普通に考えたら…」と教員の価値観や多数派（マジョリティ）に合わせてしまいがちですが、少数派（マイノリティ）も多様性の一部です。それ故、「普通」の基準の幅を広げ、多様な考え方をもったり、受け入れたりすることができるようになってもらいたいと思います。

最後に平等について、個々の能力や配慮を踏まえて「Equity」＝「Fairness」という考え方をもつことも人権教育ではとても大切です。ぜひ、学校現場でも様々な実践をしてもらいたいです。

3. 「子供こどもの人権、守るのは?!～学校・家庭・地域の役割を考える～」

浜松市人権擁護委員連絡協議会副会長 下石 精子 様

子どもの人権について考えるために、まず「あなたは何のために生まれてきたのですか？」という質問を先生方に問います。当時の校長先生からは「幸せになるために生まれてきた」と教わり、自分の教室では「みんなが幸せになるためにはどうすればいいのか」を話し合っただけで答えを見つける活動をしました。生徒の意見から、「衣食住があること」「働いてお金がないと…」「言論の自由」「良い人間関係」「みんなが健康であること」「安全に生きること」などがあがりました。全員で話し合った結果、「命が守られること、命が保証されること」がクラスとしての答えになりました。この活動から、自ずと「人権を擁護すること」＝「命を守ること」と生徒自身が意識することができるようになりました。学校という場所は子供の人権侵害が見えにくいところであり、年々その実態は難化していることと思います。特に、いじめ問題では、「見えにくい実態」「見て見ぬふりをする実態」「見ないようにする実態」というように被害者・加害者だけの問題ではなく、そのま



わりの実態も人権侵害の一部になっていることを再認識しなければなりません。今回は「性の多様性について」「ヤングケアラーについて」の2点を話します。

①性の多様性について

いじめより見えにくいLGBTQの問題も最近の教育現場では話題になっています。実は、左利きの人数と同じくらいにLGBTQの問題を抱えている生徒がいると言われていています。しかし、学校では異性が大前提であり、マジョリティから何を言われるかが怖くて言えないという理由から、性的マイノリティを抱える児童生徒からは「告白しにくい」「告白できない」という現状があります。性的マイノリティの子供のいじめ被害経験率では、「2016年58.2%」から「2019年59.6%」に引きあがっている。一方、LGBTQに対してネタや笑いものにしてきたと認識しているのは、「35.4%」と低く、「差別や偏見の認識が無い」という背景があります。偏見に気づいていなかったり、止められなかったりするのには、知識や意識が不足しているからです。話し手に対して「すぐに・その場で・そのたびごと・何度でも」人権意識の大切さを伝えることで、相手を変えることはできると考えます。「この世の中には、いろいろな人がいる」「互いの在り方を尊重する」「誰でも無意識の偏見は持っていて、その人が変われるチャンスがある」という考えを持つことが大切だと思います。さらに、性の多様性に関しては、大人も子供も正しく学ぶ経験が必要であると考えます。専門家による研修や幼児から「みんなちがっていい」を合言葉に教育をつなぐことなどがあげられます。ぜひ、人権キャラクターを使った資料（事務局）を活用し、LGBTQ等の見えにくい人権侵害を防いだり、減らしたりすることができるようになってほしいと願います。

②ヤングケアラーについて

静岡県におけるヤングケアラーの実態として、家族をケアしている子供は22人に1人であり、ケアをしている子供のうち2割超は学校生活に影響があると回答をしている状況です。主に、兄弟姉妹・母親をケアしているケースが多く、主に家事をして家族を支えている実態があります。学校生活に影響する場合、学校を休みがちだったり、経済的に厳しかったりすることで、「登校か不登校」によって生徒の実態が分かりやすい傾向にあります。しかし、学校側から声掛けをしても、「大丈夫」「自分の運命だから」「どうしようもない」など子供自身が自分に置かれている状況を受け入れてしまい、教育を受ける権利よりも家庭を優先させてしまう現状があります。そのため、子供への支援を入れるが、不登校になったり、学校に知られなくなったりして改善しないことも多々あります。学校の先生が単独で抱えるのではなく、組織でその子供に対応し、必要な関係機関と連携することが求められます。ぜひ、繊細な内容でも相談しやすい関係づくりに励んでもらいたいです。

以上の2点だけでなく、子供たちを取り巻く人権問題はたくさんあります。子供の人権を守る役割がある学校・家庭・地域が連携し合っていたらと思います。

4. 研修会のまとめ

顧問校長 浜松市立富塚西小学校 松山 徹

本年度は特に、私たち大人は子供の人権について学ばなくてはならないと感じています。それは、本年の4月1日から教職員の育成事業をもとにした研修が始まり、ここ浜松市でも浜松市教職員の育成事業も同時に開始しました。教育的素養・授業をつくる力、子供と関わる力等、6つの視点があり、1つ目の教育的素養の中に人権感覚があります。私たちは人権感覚について力をつけていく必要があります。憲法には、内心の自由、心の中の自由が保障されています。つまり、私たちはどのようなことを考えても、感じて、心の中にとどめる限りは絶対に自由です。しかし、それを外部にどう表現したのか、解決手段として何を選択したのか、相手の権利を侵害するものではないか、という責任が問われます。心の中の思いを、外に出していいか判断する力が必要であり、その判断ができれば、相手と自分との境界線が見えてくると考えます。それ故、人権感覚を身につけていくことが大切であると思います。